

大口径水道メーター購入に関する仕様書

- 1 購入する大口径水道メーター(以下「メーター」という。)の発注予定個数及び形式は別表のとおりとする。(「口径」とは、接続する給水管の呼び径をいう。)

なお、受注者は契約期間中、発注者である箕面市上下水道局(以下、「発注者」という。)の発注あるごとにその都度指定する数量を、期日までに発注者の指定する場所へ納品するものとする。
- 2 メーターは、計量法・計量法施行規則・特定計量器検定検査規則等の関係法令に規定する検査に合格したものでかつ日本産業規格及びその引用規格(最新版を引用)のメーターに関する諸事項に適合するものとする。
- 3 メーターの材質は、鉛レス銅合金またはステンレスとし、平成 14 年厚生労働省令第 43 号に定める鉛浸出基準 0.01 mg/l以下を検定期間内保持するものであること。
- 4 メーターは、指定する部位にメーターの有効期限を示すラベルを添付するとともに、指定番号を打刻しなければならない。指定番号については、当該年度の西暦 2 桁と連番 4 桁をハイフンで結んで表記するものとする。
- 5 納品するすべてのメーターには、1 台につき次のものを付属する。
 - (1) 個別受信器 1 個
 - (2) メーター付属コード 15m以上
 - (3) メーター接続のフランジパッキン及びステンレス製(焼付防止処理済)ボルトナットを必要数
- 6 受注者は、納品するすべてのメーターについて、発注者の職員又は「箕面市上・下水道料金等の計量、徴収等に関する業務委託」の受託業者の立ち会いのもとで、形式・寸法・指定番号・数量・フランジ規格等の検査を受け、検定合格証明書及び納品書とともに提出しなければならない。
- 7 前項に定める検査に不合格になったメーターについては、受注者の責任と負担において所定の期日までに交換しなければならない。
- 8 検定等に要する経費は、受注者の負担とする。
- 9 受注者は、発注者の検収を受けたときは、書面をもって代金の支払いを請求するものとする。
- 10 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。
- 11 年間単価契約とする。
- 12 仕様

形式	口径 【mm】	定格最大流量《Q3》 【m ³ /h】	計量範囲 《Q3/Q1(R)》	全長 【mm】	本体 【mm】	フランジ規格
流羽根車式	50	40	100	560	245	上水フランジ
	75	63		630	300	
	100	100		750	350	
電磁式	50	40	160 以上	560		
	75	63		630		
	100	100		750		
	150	400		1,000		

※Q3 及び Q3/Q1(R)は表中の値以上とする。

- 13 色相
 (1) メーター本体 無塗装(但し材質が銅合金製のものは無着色透明の酸化防止処理をする事)
 (2) メーター蓋 日本塗料工業会色番号：A72-40T〈青〉
- 14 検定証印又は基準適合証印は次のいずれかとする。
 (1) 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
 (2) 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印((3)によるものを除く)
 (3) 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた基準適合証印
 〈シール〉(平成 13 年独立行政法人産業技術総合研究所公告第 30 号による)
- 15 納品
 (1) 納品場所
 箕面市上下水道局庁舎地下資材倉庫
 (2) 納品方法
 段ボール箱に収めたものをメーター番号順に整理して納めること。
- 16 その他
 この仕様書に定めない事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。

別表

口径 【mm】	形式	発注予定 【個】	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
50	統一型縦形軸流羽根車式(遠隔式)	74	10	15	15	15	15	4
75	統一型縦形軸流羽根車式(遠隔式)	37	10	10	0	10	7	0
100	統一型縦形軸流羽根車式(遠隔式)	1	0	0	0	0	0	1
50	電磁式(遠隔式)							
75	電磁式(遠隔式)							
100	電磁式(遠隔式)							
150	電磁式(遠隔式)	1	0	0	0	0	0	1

※発注予定個数は概ねの予定個数であり、実際の発注個数とは異なる。

※納期は毎月 7 日ごろ

※縦形軸流羽根車式(遠隔式)は統一型とし、補足管に付属するストレーナーの材質及び接続方法は、旧水道メーター工業会にて定められたステンレス製のビス接続とする。

※電磁式(遠隔式)は完全防水構造とし、8 年間常時水没(水深 1m 以内)での使用を保証すること。